

## 1 2 1 都市機能をもつ幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進（用語解説）

用語・項目	解説
地籍調査	地籍調査は、国土調査の一つであり、主に市町村が主体となって、土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査し、測量するものである。
都市計画区域	市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量など現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、都道府県が指定するもの。 佐野市では市域の一部が都市計画区域に指定されている。
準都市計画区域	都市計画区域外で、そのまま放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれが有ると認められる区域については、都道府県が準都市計画区域を指定し、用途地域や風致地区などの都市計画を定めることができる。
都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。 住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。
立地適正化計画	市町村が都市再生特別措置法に基づき、コンパクトなまちづくりの観点から、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導について定める計画で、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる。
インフラ	インフラストラクチャー（infrastructure）の略。道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のことをいう。